

仕 様 書

1 調達名 特別支援学校スクールバス安全装置購入

2 契約の範囲

(1) 機器等の調達

千葉市立養護学校、千葉市立第二養護学校スクールバス安全装置の調達

(2) 機器等の仕様及び数量

装置の方式	降車時確認式の装置の作動（押しボタン式など）
仕様	<p>国土交通省策定の「令和4年12月20日送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合し、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置リスト（内閣府）」のうち、「降車時確認式」として記載のあるもの。</p> <p>○主な仕様（ガイドラインに適合する内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エンジン停止後、運転者等に車内の確認を促す車内向けの警報を発すること。 ・運転者等が、置き去りにされたこどもがいないか確認しながら車内を移動し、車両後部の装置を操作することで、警報を解除可能であること。 ・車内の確認と装置の操作が行われなまま一定時間が経過すると、更に車外向けの警報を発すること。 ・運転者等が車内の確認を怠った場合等には、速やかに車内への警報を行い、10分以内に車外への警報を発すること。 ・こども等がいたずらできない位置に警報を停止する装置を設置すること。 ・十分な耐久性を有すること（例：-30～85℃程度の耐温性、耐震性、防水・防塵性等）。 ・装置が故障・電源喪失した場合には、運転者等に対してインジケータと警報等で故障を通知すること。
車内警報の内容	警報音等
車外警報の内容	警報音等
機器故障時の内容	インジケータと警報音等
電源電圧	DC12V及び24V
保証期間	12か月
製造	日本製
その他	月額使用料等、使用にあたって費用を必要としないもの

(3) 付帯業務

本業務には、スクールバスへの取り付け並びに、安全装置の初期設定等の付帯業務を含むものとする。車両により電源電圧に接続するための対応コンバータが必要な場合は含むこと。

(4) 契約方式

売買契約

(5) 目標納入期限

令和5年8月31日(木) ※遅れが発生する場合には協議すること

(6) 納入場所・車種(台数)

学 校 名	所 在 地	連絡先	台数	
			大型	マイクロ
養護学校	千葉市若葉区大宮町1066-1	043-265-9293	1	6
第二養護学校	千葉市稲毛区轟町3-6-25	043-256-1950	1	2
			小計	8
			合計	10台

取り付け対象車両

【大型バス】

- ・大型自動車枠 51人乗り
- ・大型自動車枠 56人乗り
- ・車種：いすゞ、日産 (いずれもディーゼルエンジン)

【マイクロバス】

- ・小型自動車枠 24人乗り
- ・小型自動車枠 29人乗り
- ・車種：三菱ローザ、トヨタコースター (いずれもディーゼルエンジン)

3 検査完了条件

受注者は、本業務がすべて完了した後、完了届及び納品図書(品名、型番、設置場所、数量等の設置した機器等に関する事項及び設定情報に関する事項を記載したもの)を千葉市教育委員会事務局学校教育部教育支援課に提出し、市が確認したことをもって業務完了とする。

4 支払方法

市は検査が完了した後、正当な請求書を受領したときは、請求書受領後30日以内に該当する費用を一括して支払う。

5 納入時期の調整

学校への納入等の期日、時間帯については、市と協議して決定すること。

6 付帯業務

本業務で導入する機器の初期設定、動作確認等の付帯業務については、次のとおりとする。なお、出張費、作業工賃等、付帯業務に要する経費は、すべて受注者の負担とする。

(1) 動作確認

機器の搬入、取り付け作業の全てが完了した後、すべての機器が正常に動作することを確認すること。

(2) 操作説明

機器の搬入、取り付け作業後、取扱説明書を配布し必要に応じて補足説明を行うこと。

(3) その他

梱包材等の処理

各機器の梱包材等不用な発生材は、受注者側ですべて回収し、関係法令を遵守して適正に処理すること。ただし、学校が残置を希望する場合はこの限りではない。

7 保証及びアフターサービス等

(1) 保証及びアフターサービス

安全装置の製品保証についてはメーカーの定める期間とする。なお、付属機器に不具合が発生した場合は、速やかに必要な措置を講ずること。

(2) 市の過失による破損等の対応

市の過失による破損等の修理は、(1)の期間内であっても修理費用は市の負担とする。

8 契約不適合責任

本調達において、市が承認した納品物件との不一致や不具合が検査完了後1年以内に発見された場合は、担当職員と協議の上、受注者は無償で是正措置を行うこと。

9 守秘義務

受注者（再委託業者を含む。以下同じ。）は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、関係者の他に漏らし、又は本件の履行のため以外の目的に使用してはならない。このことについては、納品完了後についても同様とする。万一、受注者の責に帰す情報漏えいが発生した場合、それにより発生する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者が自己の責任において処理しなければならない。

受注者の雇用人が、異動、退職等により業務を離れる場合についても、受注者はその者に対し取得情報を秘匿させなければならない。

10 災害・危険防止

機器の搬入に伴う災害及び危険の防止は、関係法令等に従い適切に処理し、特に児童生徒に危険が及ばないように十分に配慮すること。業務上他に損害を与えた場合の補償、補修は受注者の負担とする。

11 「千葉市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく不当介入への対応

(1) 妨害又は不当介入に対する通報義務

落札業者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格の停止をすることがある。

(2) 不当介入を受けた場合の履行期間の延長措置

落札業者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、市に履行期間の延長を請求することができる。

12 その他

(1) 受注者は、受注決定後速やかに見積金額にかかる内訳書を提出すること。

(2) 本仕様書に記載のない事項については、市と協議すること。